

那珂川町お試しサテライトオフィス設置要綱

(趣旨)

第1条 那珂川町においてテレワーク及びサテライトオフィス等の開設を促進することで、移住定住の促進と関係人口の創出、産業の活性化を図ることを目的とする那珂川町お試しサテライトオフィス（以下「お試しサテライトオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 お試しサテライトオフィスの名称及び位置は次のとおりとする。

名称 那珂川町お試しサテライトオフィス

位置 那珂川町小川2295番地1

(施設の利用対象者)

第3条 お試しサテライトオフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 那珂川町においてテレワーク又はサテライトオフィスの開設を検討している法人、団体、グループ及び個人（以下「事業者等」という。）
- (2) 那珂川町において事務所等の開設又は起業を検討している事業者等
- (3) その他、お試しサテライトオフィスの利用について、町長が必要と認められた事業所等

(利用申請)

第4条 お試しサテライトオフィスを利用しようとする者は、利用しようとする10日前までに那珂川町お試しサテライトオフィス利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用の可否)

第5条 町長は、前条に規定する利用申請書を受理したときは、すみやかに申請内容を審査し、問題がないと認められたときは、那珂川町お試しサテライトオフィス利用許可書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用を許可した場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 お試しサテライトオフィスを利用できる期間は、1週間までとする。

ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(利用時間)

第7条 お試しサテライトオフィスを利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(利用料金)

第8条 お試しサテライトオフィスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者が自ら取り付ける設備等に関するすべての費用については、利用者が負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失によりお試しサテライトオフィスの躯体、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由等、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

〒 ー

申請者 住所
氏名
電話番号

那珂川町お試しサテライトオフィス利用申請書

那珂川町お試しサテライトオフィス設置要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日			
利用人数及び 利用者	人			
	氏名	年齢	氏名	年齢
利用目的				
備考				

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

那珂川町長

那珂川町お試しサテライトオフィス利用許可書

次のとおり那珂川町お試しサテライトオフィスを利用することを許可します。

1 お試しサテライトオフィス所在地

那珂川町小川2295番地1

2 利用期日

年 月 日 ～ 年 月 日

3 許可条件

(1) 那珂川町お試しサテライトオフィス設置要綱を遵守すること。

(2) 管理者の指示に従うこと。